平成２７年（フ）第５３０号
神奈川県平塚市宝町11－26　メゾンハル603
（住民票上の住所）神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1216番地、前住所神奈川県足柄上郡松田町松田惣領422番地３
債務者　升水　健志
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３号
神奈川県伊勢原市高森1223番地　ロードリーＴ・Ｉ　101号、前住所神奈川県伊勢原市石田1094番地の７
債務者　青木潤一郎
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第８０号
埼玉県所沢市大字山口1699番地６
破産者　株式会社シュツルムハート
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２１号
栃木県足利市真砂町35番地
破産者　ホリベ和装株式会社
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１３４号
福岡市博多区上牟田１丁目11番16号
破産者　明和通信建設株式会社
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３４号
福岡市南区曰佐２丁目27番27号
破産者　佐藤　健治
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４７８号
福岡市博多区博多駅前３丁目12番３号
破産者　有限会社アスカコーポレーション
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４７９号
福岡市博多区博多駅前３丁目12番３号
破産者　株式会社アクセル
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６２号
北海道勇払郡むかわ町田浦272番地
破産者　有限会社花島組
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１４０号
盛岡市向中野４丁目21番22号
破産者　株式会社創造エンジニアリング
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
栃木県宇都宮市西２丁目４番６号、商業登記記録上の本店所在地栃木県宇都宮市西１丁目５番18号
破産者　株式会社はせ川
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９２号
栃木県宇都宮市今泉町3020番地71
破産者　株式会社マルタカ・ライフ
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９３号
栃木県宇都宮市陽東４丁目14番41号　ひがしハイツⅢ－201、開始決定時の住所栃木県宇都宮市今泉町3020番地71
破産者　佐藤　孝行
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９１号
栃木県真岡市久下田西７丁目25番地２
破産者　有限会社ペクトワーク
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９２号
茨城県筑西市下中山1085番地３、前住所栃木県真岡市久下田792番地
破産者　栗田　武義
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２６号
栃木県宇都宮市中戸祭１丁目11番14号　ロイヤルハイツ高木Ｂ－102
破産者　田村　佳子
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６９号
埼玉県越谷市蒲生寿町17番１号
破産者　有限会社ビッグストーン
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
愛知県豊橋市西小池町52番地
破産者　株式会社リアル・クリエイト
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３２６号
兵庫県姫路市城北新町３丁目１番15－306号西山団地
破産者　キャッスル産業株式会社
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９４５号
広島県山県郡北広島町大元345番地
破産者　有限会社伊屋ヶ迫石油
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１５号
横浜市神奈川区羽沢町99番地１
破産者　松尾自動車株式会社
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

第明治三十二年五種郵便物認可